

**改正**

平成29年3月31日規則第25号

平成30年3月1日規則第13号

那須塩原市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業の実施に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項本文に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、第一号事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(事業の種類及び内容)

**第3条** 市は、市内における高齢者の実情を勘案の上、第一号事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

(1) 第一号訪問事業

- ア 訪問介護相当サービス 旧介護予防訪問介護に相当するもの
- イ 訪問型サービスA 旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和した基準によるサービス
- ウ 訪問型サービスB 地域住民主体による支援
- エ 訪問型サービスC 保健又は医療の専門職により3箇月から6箇月までの短期間で提供される支援
- オ 訪問型サービスD 介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援又は移送前後の生活支援

(2) 第一号通所事業

- ア 通所介護相当サービス 旧介護予防通所介護に相当するもの
- イ 通所型サービスA 旧介護予防通所介護に係る基準を緩和した基準によるサービス
- ウ 通所型サービスB 地域住民主体による支援
- エ 通所型サービスC 保健又は医療の専門職により3箇月から6箇月までの短期間で提供される支援

(3) 第一号生活支援事業 法第115条の45第1項第1号ハに規定する事業

(4) 第一号介護予防支援事業 法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）

（実施の方法）

**第4条** 総合事業の実施主体は、市とする。ただし、市長が必要と認めるときは、次に掲げる実施方法によることができる。

(1) 省令第140条の69に定める基準に適合する者への委託による実施

(2) 指定事業者による実施

(3) 市において活動している特定非営利活動法人、ボランティア団体等への補助金の助成による実施

（第一号事業に要する費用の額）

**第5条** 第一号事業に要する費用の額は、次に掲げる方法により算定するものとする。

(1) 第3条第1項第1号及びイ並びに第2号ア及びイに要する費用の額（以下「第一号事業支給費」という。）は、別表に掲げる1単位の単価に、別に定める単位数を乗じて算定するものとする。

(2) 第一号事業支給費の額は、前号の規定により算定した費用の額（当該額が現に当該サービスのサービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスのサービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。ただし、一定以上の所得（この場合において、法第59条の2を準用する。）を有する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費の額は、100分の80とする。

2 第一号介護予防支援事業の委託に係る額（「介護予防マネジメント費」という。以下同じ。）は、別表に掲げる1単位の単価に、別に定める単位数を乗じて算定するものとする。

3 前2項に規定する事業を除く第一号事業に要する費用については、市長が別に定める。

（第一号事業支給費等に係る審査及び支払）

**第6条** 市は、第一号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を法第115条の45の3第6項の規定により、栃木県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

2 市は、介護予防ケアマネジメント費に係る審査及び支払に関する事務を栃木県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。この場合において、委託の範囲を超える審査に関する事務については、市が直接行うものとする。

3 前2項に規定する支給費等を除く第一号事業に要する費用に係る審査及び支払については、市

長が別に定める。

(第一号事業支給費に係る支給限度額)

**第7条** 事業対象者の第一号事業支給費の支給に係る上限額（以下「支給限度額」という。）は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態により市長が認めた場合は、事業対象者の第一号事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

(第一号事業支給費の額の特例)

**第8条** 市は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難なであると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第一号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者等は、第一号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

**第9条** 市は、第一号事業支給費について、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関し必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

3 高額介護予防サービス費等相当事業費の支給に関する手続については、那須塩原市介護保険条例施行規則（平成17年那須塩原市規則第93号）第32条及び第33条の規定を準用する。

(第一号事業支給費の支給の制限等)

**第10条** 省令第140条の62の3第1項第2号に規定する厚生労働省令で定める基準の該当の有無の判断をした場合において、当該基準に該当した第1号被保険者について保険料徴収権消滅期間があるときは、法第69条の例により、第1号事業支給費の支給を制限することができる。

2 法第59条の2に規定する政令で定める額以上である要支援者等に係る第1号事業支給費についての前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日規則第13号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 区分          | サービスの種類    | 1単位の単価 |
|-------------|------------|--------|
| 第一号訪問事業     | 訪問介護相当サービス | 10円    |
|             | 訪問型サービスA   |        |
| 第一号通所事業     | 通所介護相当サービス |        |
|             | 通所型サービスA   |        |
| 第一号介護予防支援事業 | ケアマネジメントA  |        |